

平成 27 年度第 3 回富山県環境審議会廃棄物専門部会 議事概要

1 日時

平成 28 年 3 月 14 日（月）午前 10 時から 11 時 30 分まで

2 場所

富山県民会館 701 号室

3 出席者

委員：尾畑専門部会長、梅田委員、加賀谷委員、竹内委員、
松岡特別委員（代理：浅野中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長）、岩田専門員、
黒田専門員、江田専門員、袋布専門員
事務局：熊谷生活環境文化部次長、杉田環境政策課長、中島廃棄物対策班長、
藤谷副主幹、尾川廃棄物対策主査 他

4 内容及び結果

（1）議事

・議事 1 富山県廃棄物処理計画の改定案について

事務局が資料 1、資料 2 - 1 及び資料 2 - 2 に基づき県民への意見募集等の結果及び富山県廃棄物処理計画の改定案について説明した後、質疑応答が行われ、改定案について了承された。

・議事 2 今後の進め方について

事務局が資料 3 に基づき計画の改定に係る今後の進め方について説明した。

・議事 3 その他

事務局が資料 4 に基づき平成 28 年度の廃棄物対策関連予算について説明した後、質疑応答が行われた。

続いて、事務局が資料 5 に基づき富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について報告した後、質疑応答が行われた。

5 主な意見、質疑応答

（1）議事 1 関係

[委員等]

資料 2 - 1 の第 2 章の表の中で、「目標との比較」の欄にある「現時点」はいつの時点か。

[事務局]

第 2 章の表は平成 25 年度実績値と平成 27 年度目標値との比較なので、「現時点」についても、平成 25 年度末の時点である。

[委員等]

資料 2 - 1 中の第 5 章の施策に書いてある「**新**」、「**拡**」の意味について、丁寧に「新規」、「拡充・拡大」と記載したほうがよい。

[事務局]

第 5 章の標題の右側の余白に注釈を入れ、「**新**」が「新規」、「**拡**」が「拡充」である

ことを明記する。

(2) 議事 2 関係

委員、専門員からの質疑はなかった。

(3) 議事 3 関係

① 平成 28 年度廃棄物対策関連予算について

[委員等]

継続事業の予算について、増減はあったか。

[事務局]

予算が増えた継続事業はない。

[委員等]

海岸漂着物対策について、具体的にどのような事業を実施する計画なのか。

[事務局]

海岸漂着物については、実態を知ってもらうためのリーフレットの作成、上流域 4 市でのフォーラムの開催、海岸清掃バスツアーなどを行ってきた。しかしながら、アンケートによると県民の方には「海岸に漂着するごみが自分たちの生活の中から発生している」という実態が十分に知られていないので、引き続き周知・啓発に取り組みたいと考えている。

[委員等]

参考資料 3 に北東アジア自治体環境フォーラム（仮称）を開催する事業があるが、具体的にどのような事業なのか。

[事務局]

日本、中国、韓国、ロシア等の自治体の環境専門家を集めて、「気候変動」、「生物多様性」、「海洋ごみ」の 3 つのテーマについて、北東アジア地域という海域で何ができるかということ、G 7 富山環境大臣会合の成果も踏まえて議論していただくと考えているほか、専門家会合の成果や G 7 富山環境大臣会合の内容を県民にわかりやすく周知するための県民向けフォーラムを計画している。

② 富山県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について

[委員等]

一般の県民が所有している PCB 廃棄物への対応については、どのように考えているのか。

[事務局]

PCB が使用されたトランスやコンデンサについては、自家用電気工作物等として使用された業務用機器が対象である。蛍光灯安定器についても、一般家庭向けの機器には PCB は使用されていないので、一般県民は所有していないと考えている。

なお、事務所や事業場向けの PCB 使用蛍光灯安定器については、電気関係の団体と連携して事業者に対し掘起し調査やチラシの配布を行うなど、期限内の適正処理に向け、PCB 廃棄物の把握や事業者への啓発などに取り組んでいきたいと考えている。

[委員等]

平成 39 年 3 月末まで処理期限が延長されたことについて、なぜ処分が完了しなかったのか。

[事務局]

P C B 廃棄物の処理が進まなかった理由としては、①処理費用、②能力(処理体制)、③手続きが煩雑、④保管事業者の理解が進んでいないという大きく 4 つの問題があると言われている。

処理費用の問題については、中小企業や廃業して個人で所有する者に対する支援制度があるが、他の事業者にとってはまだまだ負担が大きいため、処理が進まない原因となっている。

処理体制の問題については、処理整備がなかなか整備されず、処理が遅れる原因となったが、現在は J E S C O の施設整備も完了している。

手続きについては、今年度から県内 2 か所で事業者向けの手続き説明会を開催し、県や J E S C O の担当者から処理手続きをわかりやすく説明している。

理解の問題については、チラシを作成・配布するなど、P C B 処理に関して周知、啓発を行っている。

[委員等]

低濃度 P C B 廃棄物については、分析しなければ、該当するか否かわからないと思うが、こうしたものを所有する事業者への対応はどうするのか。

[事務局]

ご指摘のとおり分析してみないと分からないので、引き続き、広く周知・啓発していきたいと考えている。

[委員等]

低濃度 P C B 廃棄物の分析は、どのような方法で行えるか。

[事務局]

民間の計量証明事業所等に依頼すれば、分析が可能である。